

合同会社 MUJI ENERGY

太陽光発電設備調達ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、合同会社 MUJI ENERGY(以下、「MUJI ENERGY」という)による太陽光発電事業において、人権尊重及び環境配慮の観点から、持続可能かつ責任ある調達を行うことを目的とします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、MUJI ENERGY が調達する太陽光パネルおよび関連機器（以下、「太陽光発電設備」という）、ならびにこれらのサプライチェーン全体に適用されます。

3. 基本方針

MUJI ENERGY は、以下の方針に基づいて太陽光発電設備の調達に努めます。

1) 法令・社会規範の遵守

各国・地域の法令・社会規範を遵守します。

2) 人権の尊重

国連ビジネスと人権に関する指導原則や国際労働機関（ILO）の基本条約に示された指針やガイドラインを支持し、以下を遵守します。

- a) 児童労働、強制労働の禁止
- b) 結社と団体交渉の自由
- c) 差別の禁止
- d) ハラスメント、虐待行為の禁止
- e) 法定労働時間の遵守
- f) 健康的で安全な職場環境の提供
- g) 妥当な生活賃金の支払い
- h) ジェンダー平等
- g) 腐敗防止

3) 環境への配慮

ライフサイクル全体における環境負荷を考慮し、その低減に努めます。太陽光発電設備は、使用後にリサイクル又は適正処理が可能な素材や機器を使用します。

4. デュー・ディリジェンスの実施

MUJI ENERGY は、太陽光発電設備のサプライチェーンにおける人権や環境への負の影響を

特定、評価、予防・軽減し、持続可能な調達を実現するためデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンスの対象は、直接取引先に加え、MUJI ENERGY の判断によりサプライチェーン全体に広げる場合があります。直接取引先には、本ガイドラインに定める基本方針を理解し、遵守していただくとともに、必要に応じて現地監査への協力をお願いする場合があります。調査の結果、重大なリスクが認められた場合には、是正措置を求め、必要に応じて取引の見直しを行うことがあります。

5. 改定

本ガイドラインは、社会情勢の変化やデュー・ディリジェンスの結果等に応じて、隨時見直し・改定を行うことがあります。

2025年9月1日 制定